

## 別表1(第2条関係)

敷地を5,000平方メートル以上有する施設で、当該施設の延床面積の50パーセント以上を更新又は増築するもの

第2条の敷地を5,000平方メートル以上有する施設で、当該施設の延床面積の50パーセント以上を更新又は増築するものとは、次のものをいう。

- 1 元の建物の全部を壊す更新の場合は、更新する建物の床面積が元の建物の床面積の50%以上のもの。
- 2 元の建物の一部を壊す更新の場合は、残る建物の床面積と更新する建物の床面積の合計が元の建物の床面積の150%以上のもの。
- 3 増築の場合は、増築する建物の床面積が元の建物の床面積の50%以上のもの。